

鹿 児 島 県 公 報

令和8年9月29日（火）第758号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

○保安林の指定予定の通知（5件）

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

○地籍調査の成果の認証

○道路の区域の変更

○道路の供用の開始

示

（森づくり推進課取扱い） 1

（高齢者生き生き推進課取扱い） 3

（高齢者生き生き推進課取扱い） 4

（高齢者生き生き推進課取扱い） 5

（高齢者生き生き推進課取扱い） 5

（農地保全課取扱い） 5

（道路維持課取扱い） 6

（道路維持課取扱い） 6

公 安 委 員 会 告 示

○遊技機の型式の検定の告示

（生活安全企画課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第537号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿屋市輝北町市成字野牟田329番11

- 2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第538号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

鹿屋市輝北町市成字稗尻84番 3、字野牟田331番 3、字矢五郎684番、字柿木段1188番、1189番、字遊舟段1966番、1971番 1、字大鹿2444番、2446番 4、字ゲンガダン3185番 1、3185番 3、3185番 5、3190番、3190番 1、字松ヶ迫3196番 9、3202番 1、輝北町上百引字檜ヶ平296番 6、296番 7、296番17、字赤薄927番、935番 1 から935番 5 まで、935番 7、935番 17、935番28、字犬ボキ1712番 2、1713番、字内牧1723番、字東二ツ山1839番 1、字轟谷4103番14、字中萩塚4143番 1、4143番10、字曲畑4153番 4、字宇谷5456番、輝北町諏訪原字ホイゴメ2319番 1、2335番 3、字トイコシ3316番 5、字ソキハラ3390番12、字折入迫3397番、3398番、字松木段3463番 3、3473番、3477番 2、3477番 3、字桑迫3551番 1、3551番 4、3551番 5、3551番10、字マキウチ3627番 7、字クラタニ3917番 6、3917番17、3917番 18、字クラタニダン3948番、字ミチノサコ3992番、字コモイガサコ4011番 5、4011番12、4012番 1、4013番 1、4015番、字ヤナガサコダン4047番、字ヤナガサコ4085番 5、4085番 9 から4085番11まで、4085番18、4085番21、字萩迫4117番 7、4144番 4、4144番 5、4144番 14、4144番38、輝北町平房字頭桑迫371番 6

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第539号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市祁答院町蘭牟田字水流見崎8497番 1、8500番 1、字狸山8608番 1、字松下8627番 2、8627番 9

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第540号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町泊野字白崩 6011 番 1、6011 番 6
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 541 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市大隅町中之内字中田 6076 番 7
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 542 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
笑顔の花	大島郡泊町手々知名 775 番地 1	株式会社フォーユー	宮崎県都城市菓子野町 10298 番地 1	山田 裕一	令和 8 年 2 月 28 日	通所介護

めぐみの園ホーム ヘルプサービス事 業所	奄美市名瀬大字 西仲勝1221番地	社会福祉法人聖嬰 会	福岡県久留米市 御井町字隈2184 番地 6、2187番 地	中島 俊則	令和 8 年 3 月 31 日	訪問介護
生協ヘルパーステ ーションとくのし ま	大島郡天城町平 土野 7 番地 1 2 階	奄美医療生活協同 組合	奄美市名瀬長浜 町 8 番 7 号	福崎 雅彦	令和 8 年 3 月 31 日	訪問介護
つつはの園ホーム ヘルプステーショ ン	始良郡湧水町般 若寺1478番地	社会福祉法人昭芳 会	始良郡湧水町般 若寺358番地	林 芳郎	令和 8 年 3 月 31 日	訪問介護
しらゆりの園訪問 介護事業所	大島郡和泊町手 々知名781番地	社会福祉法人鹿児 島黒潮会	大島郡和泊町手 々知名781番地	山岸 由佳	令和 8 年 3 月 31 日	訪問介護
しらゆりの園訪問 入浴介護事業所	大島郡和泊町手 々知名781番地	社会福祉法人鹿児 島黒潮会	大島郡和泊町手 々知名781番地	山岸 由佳	令和 8 年 3 月 31 日	訪問入浴 介護
めぐみの園デイサ ービスセンター	奄美市名瀬大字 西仲勝965番地	社会福祉法人聖嬰 会	福岡県久留米市 御井町字隈2184 番地 6、2187番 地	中島 俊則	令和 8 年 3 月 31 日	通所介護
デイサービスセン ター南松園	肝属郡錦江町田 代川原369番地	社会福祉法人誠心 会	肝属郡錦江町田 代川原369番地	濱畑 和人	令和 8 年 3 月 31 日	通所介護
介護老人福祉施設 めぐみの園	奄美市名瀬大字 西仲勝965番地	社会福祉法人聖嬰 会	福岡県久留米市 御井町字隈2184 番地 6、2187番 地	中島 俊則	令和 8 年 3 月 31 日	短期入所 生活介護
有限会社ダイユウ 奄美営業所	奄美市名瀬朝日 町 6 番 6 号	有限会社ダイユウ	大阪府東大阪市 吉田本町三丁目 9 番22号	山崎 恭子	令和 8 年 3 月 31 日	福祉用具 貸与
有限会社ダイユウ 奄美営業所	奄美市名瀬朝日 町 6 番 6 号	有限会社ダイユウ	大阪府東大阪市 吉田本町三丁目 9 番22号	山崎 恭子	令和 8 年 3 月 31 日	特定福祉 用具販売

鹿児島県告示第543号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		申 請 者			指定年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ちひろ訪問看護ス テーション	日置市伊集院町 猪鹿倉622番地 46	L F G株式会社	鹿児島市下福元 町8375番地 2	永田 寛人	令和 8 年 3 月 5 日	訪問看護
めぐみの園ホーム ヘルプサービス事 業所	奄美市名瀬大字 西仲勝1221番地	社会福祉法人善き 牧者会	鹿児島市西谷山 一丁目 1 番15号	中野 裕明	令和 8 年 4 月 1 日	訪問介護
めぐみの園デイサ ービスセンター	奄美市名瀬大字 西仲勝965番地	社会福祉法人善き 牧者会	鹿児島市西谷山 一丁目 1 番15号	中野 裕明	令和 8 年 4 月 1 日	通所介護
介護老人福祉施設 めぐみの園	奄美市名瀬大字 西仲勝965番地	社会福祉法人善き 牧者会	鹿児島市西谷山 一丁目 1 番15号	中野 裕明	令和 8 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護

鹿児島県告示第544号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和8年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
しらゆりの園訪問入浴介護事業所	大島郡和泊町手々知名781番地	社会福祉法人鹿児島黒潮会	大島郡和泊町手々知名781番地	山岸 由佳	令和8年3月31日	介護予防訪問入浴介護
介護老人福祉施設めぐみの園	奄美市名瀬大字西仲勝965番地	社会福祉法人聖嬰会	福岡県久留米市御井町字隈2184番地6、2187番地	中島 俊則	令和8年3月31日	介護予防短期入所生活介護
有限会社ダイユウ奄美営業所	奄美市名瀬朝日町6番6号	有限会社ダイユウ	大阪府東大阪市吉田本町三丁目9番22号	山崎 恭子	令和8年3月31日	介護予防福祉用具貸与
有限会社ダイユウ奄美営業所	奄美市名瀬朝日町6番6号	有限会社ダイユウ	大阪府東大阪市吉田本町三丁目9番22号	山崎 恭子	令和8年3月31日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第545号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和8年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ちひろ訪問看護ステーション	日置市伊集院町猪鹿倉622番地46	L F G株式会社	鹿児島市下福元町8375番地2	永田 寛人	令和8年3月5日	介護予防訪問看護
介護老人福祉施設めぐみの園	奄美市名瀬大字西仲勝965番地	社会福祉法人善き牧者会	鹿児島市西谷山一丁目1番15号	中野 裕明	令和8年4月1日	介護予防短期入所生活介護

鹿児島県告示第546号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和8年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
指宿市	令和6年10月1日から令和7年9月29日まで	地籍図及び地籍簿	指宿市十二町の一部	令和8年9月15日
奄美市	令和6年4月1日から令和7年12月19日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市笠利町大字須野及び笠利町大字宇宿の各一部	令和8年9月15日
錦江町	令和6年7月1日から	地籍図及	錦江町田代麓の一部	令和8年

	令和 7 年 12 月 22 日まで	び地籍簿		9 月 15 日
南大隅町	令和 6 年 7 月 2 日から 令和 8 年 2 月 3 日まで	地籍図及び地籍簿	南大隅町根占横別府の一部	令和 8 年 9 月 15 日
中種子町	令和 6 年 4 月 23 日から 令和 8 年 2 月 2 日まで	地籍図及び地籍簿	中種子町野間の一部	令和 8 年 9 月 15 日
中種子町	令和 6 年 4 月 15 日から 令和 8 年 2 月 2 日まで	地籍図及び地籍簿	中種子町坂井の一部	令和 8 年 9 月 15 日
南種子町	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 2 月 9 日まで	地籍図及び地籍簿	南種子町茎永の一部	令和 8 年 9 月 15 日
喜界町	令和 6 年 7 月 31 日から 令和 8 年 2 月 10 日まで	地籍図及び地籍簿	喜界町大字手久津久の一部	令和 8 年 9 月 15 日
徳之島町	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 2 月 10 日まで	地籍図及び地籍簿	徳之島町諸田及び神之嶺の 各一部	令和 8 年 9 月 15 日
天城町	令和 6 年 4 月 10 日から 令和 8 年 2 月 23 日まで	地籍図及び地籍簿	天城町大字与名間の一部	令和 8 年 9 月 15 日

鹿児島県告示第 547 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 8 年 9 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志福山線	志布志市志布志町志布志字 大迫大道 962 番 3 地先から 同市志布志町志布志字見帰 923 番 1 地先まで	前 後	13.2～15.6 9.5～42.3	171.8 501.5

鹿児島県告示第 548 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 8 年 9 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	志布志福山線	志布志市志布志町志布志字大迫大道 962 番 3 地先か ら同市志布志町志布志字見帰 923 番 1 地先まで	令和 8 年 10 月 1 日

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第 91 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項

の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e A フィーバーバスタード Y	株式会社ジェイビー	6P0101
ぱちんこ遊技機	e シャングリラ・フロンティア S H E K	サミー株式会社	610799
回胴式遊技機	L 鬼武者 一閃 X A	株式会社アデリオン	630668
回胴式遊技機	L ドラゴンズドグマ 2 S D	株式会社レオスター	6S0775
回胴式遊技機	L アサルトリリィ N A	株式会社七匠	6S0823